

年金関係

Q1 「退職届書」の提出先はどちらですか。

地方職員共済組合沖縄県支部年金班(県庁5階 職員厚生課内)に提出してください。

Q2 定年退職後、再任用ショートとなる場合「退職届書」の提出は必要ですか。

再任用ショート職員は、非組合員となるため「退職届書」の提出が必要です。

Q3 「退職届書」の所属機関の長の証明は誰になりますか。

退職時に所属していた機関の長による証明となります。以下に事例を挙げていますのでご参照ください。

- ・病院で退職した場合・・・各病院院長
- ・出先機関で退職した場合・・・出先機関の長
- ・出向者が退職した場合・・・出向元の所属機関の長（出向先より3月31日付で戻るため）

Q4 現所属長が退職した場合は本人が証明するのですか。

現所属機関の長が退職し、3月31日付で証明する場合は、現所属機関の長による証明になります。一方、4月1日以降の日付で証明する場合は、新所属機関の長による証明になります。

Q5 退職後に住所変更した場合、何か必要な手続きはありますか。

地共済では、事前に年金請求書を送付するため、住所等の連絡先を把握しておく必要があります。退職後に住所や氏名を変更された場合は、様式「年金待機者等異動報告書(P184～185 参照)」を地方職員共済組合沖縄県支部年金班までご提出ください。

Q6 年金は何歳からもらえますか。

老齢厚生年金には、60歳から65歳になるまでに受給する「特別支給の老齢厚生年金」と65歳から受給する「本来支給の老齢厚生年金」があります。「特別支給の老齢厚生年金」の支給開始年齢は

第4編 Q & A

生年月日により異なります。「特別支給の老齢厚生年金」は段階的に支給開始年齢が引き上げられ、昭和36年4月2日以降に生まれた方については、すべての年金が65歳からの支給となります。

(P169 図3参照)

Q7 年金はもらえる年齢になったら自動的にもらえますか。何か手続きをする必要がありますか。

年金は自動的に支給されるものではありません。請求の手続きが必要になります。おおむね受給開始年齢になる誕生日の3ヶ月前に最終加入の実施機関(地共済沖縄県支部又は日本年金機構等)から「年金請求書」とリーフレットが送付されますので、必要事項をご記入の上、誕生日以降、速やかに実施機関(地共済沖縄県支部又は日本年金機構等)に提出してください。

Q8 現在は在職中のため、年金の手続きは退職後に行ってもよいですか。

請求書が届きましたら、速やかに手続きを行ってください。年金の受給権が発生した日から5年間請求がない場合は、時効により受給権が消滅し年金が受け取れなくなります。※特別支給の老齢厚生年金は、請求を遅らせても増額することはありません。

Q9 退職後も働く予定ですが、給料と年金の両方をもらえるのですか。

年金受給者が働く場合、給料は全額もらえますが、老齢厚生年金は給料と年金の合計額に応じて一部又は全部が支給停止される場合があります(P173参照)。老齢基礎年金については、働いていても減額されることはありません。

Q10 年金の見込額を知ることはできますか。

「ねんきん定期便」や「地共済年金情報 web サイト」等で年金の見込額を知ることができます。「ねんきん定期便」は毎年一回、誕生月に送付されます。また、地共済で年金見込額の試算を行うことができます。その際は「老齢厚生年金試算依頼票」を提出していただく必要がありますので、地共済沖縄県支部までご連絡ください。

第4編 Q & A

Q11 ねんきん定期便とは別に「給付算定基礎額残高通知書」というものが届きましたが、何か手続きをする必要がありますか。

特に必要な手続きはありません。「給付算定基礎額残高通知書」とは、平成27年10月の年金制度の一元化に伴い、新しく創設された「年金払い退職給付」の算定の基となる「給付算定基礎額残高」をお知らせするものです。「年金払い退職給付」は、原則65歳から支給されるもので、毎月、標準報酬月額および標準期末手当等の額に付与率(=保険料率)を乗じて得た付与額(=保険料)を将来の年金給付に必要な原資として積み立てます。この付与額に利息を加えた額「給付算定基礎額」といいます。

Q12 「地共済年金情報WEBサイト」とは何ですか。

地共済年金情報webサイトは、公務員であった期間について、「年金加入履歴及び加入期間」「保険料納付済額」「年金見込額」「給料等の記録」などの情報をwebサイトで閲覧・確認することができます。ご利用の際には、ID・パスワードの登録が必要となります。

Q13 「地共済年金情報WEBサイト」は公務員で勤めていた期間があれば誰でも利用可能ですか。

道府県で公務員として勤めている(いた)期間がある方(地方職員共済組合の組合員および過去に組合員であった方)は、ご利用いただけます。しかし、年金をすでに受給されている方(障害、遺族年金受給者は除く)、老齢厚生年金の受給開始年齢に到達している方、国家公務員共済組合の組合員となった方については、地共済年金情報webサイトをご利用することができません。

Q14 年金受給者が組合員となった場合、年金関係の手続きはありますか。

① 当共済組合の年金受給者が再び組合員となった場合

年金受給者が再び組合員となったとき、又は、退職後、翌々日以降一ヶ月以内に再び組合員になったときは「年金受給権者再就職届書(P186参照)」の提出が必要となります。

② 他共済組合の年金受給者が組合員となった場合

当共済組合で再度、年金を決定することになります。なお、当共済組合で年金が決定されるまでの間、これまで支給されていた年金が支給停止になります。

第4編 Q&A

また、「年金受給権者再就職届書」は共済組合ごとに様式が異なるため、各共済組合から様式を取り寄せて当共済組合に提出してください。

③日本年金機構の年金受給者(公務員期間がない方)が組合員となった場合

当共済組合で公務員期間に係る年金の請求手続きが発生します。該当する方には当共済組合から年金請求書が送付されますので、必要事項をご記入の上、速やかに提出してください。